

○廿日市市空き家バンク制度設置要綱

平成19年2月9日

告示第13号

改正 平成24年5月1日告示第131号

平成29年3月31日告示第43号

令和8年9月1日告示第186号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市における空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅、店舗、倉庫等の建物及びその敷地のうち、現に利用していない物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 居住等希望者 空き家に定住し、又は定期的に滞在することを希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却及び貸借を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への交流・定住を目的とする居住等希望者に対して紹介するシステムをいう。

(一部改正〔平成29年告示43号〕)

(対象区域)

第3条 第5条の規定による登録は、本市域内の空き家を対象とする。

(一部改正〔平成24年告示131号〕)

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き家バンク制度以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録)

第5条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合、速やかにその内容等を確認し、適当と認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書により当該申込者に通知する。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して、この制度による登録を勧めることができる。

(一部改正〔平成29年告示43号〕)

(空き家登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合、速やかにその内容等を確認し、空き家バンク登録台帳に記載しなければならない。

(空き家登録の取消し)

第7条 空き家バンクへの登録を取り消そうとする空き家登録者は、空き家バンク取消申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合、当該空き家登録を削除するとともに、空き家バンク取消通知書を当該空き家登録者に通知する。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該空き家登録を削除し、空き家バンク取消通知書を当該空き家登録者に通知する。

(1) 当該空き家に関する所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき。

(2) 空き家登録から2年を経過したとき。ただし、空き家登録者の更新の意向を書面により確認したときは、この限りではない。

(3) その他市長が当該空き家登録を適当でないと認めたとき。

(一部改正〔平成29年告示43号〕)

(空き家バンク制度による情報の提供等)

第8条 市長は、適切な範囲内で、空き家バンク登録台帳に登録された情報を一般に提供する。

2 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び居住等希望者に対して、空き家バンク登録台帳に登録された情報を提供する。

3 市長は、空き家登録者と居住等希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(一部改正〔平成29年告示43号〕)

(業務の委託)

第9条 市長は、この要綱に定める業務の全部又は一部を空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定により指定した空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に委託することができるものとする。

2 前項の規定により委託する業務の範囲は、市長と支援法人との間で締結する委託契約において定めるものとする。

3 前2項の規定により業務を支援法人に委託した場合におけるこの要綱の規定の適用については、当該委託した業務に係る規定中「市長」とあるのは「支援法人」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和8年告示186号〕)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成29年告示43号、令和8年告示186号〕)

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日告示第131号）

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第43号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 1 日告示第 186 号）

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。